

## 6・4 中東における航行安全問題

### 6・4・1 中東における日本関係船舶の航行安全に関する日本政府の対応等

2019 年6月に当協会会員の運航ケミカルタンカーがオマーン湾にて攻撃を受けたこともあり、政府内にて検討されてきた航行安全の確保に関して、中東海域における日本船舶の安全を確保するために、同年 12 月 27 日に、自衛隊の派遣が決定した。

自衛隊の P3C 哨戒機は 2020 年 1 月から、護衛艦は 2 月から、派遣が開始された。2022 年からは海賊対処行動のアセットを援用するとして、護衛艦の専属派遣は中止された。

派遣目的は、自衛隊法第 27 条に基づく調査研究(情報収集)であるが、不測の事態における防護の対象(日本関係船)は、日本籍船、日本人配乗船、日本の会社の運航船、日本向け貨物搭載船である(ケースに応じた対応となる)。

これに伴い、当該海域に入域する当協会会員の運航船については、国土交通省に対し、入域通報を行っている。(ここまで 2022 年、2023 年と同じ)

この自衛隊の派遣については毎年期間が延長されてきたが、2024 年 11 月 5 日の閣議において延長が決定された。当協会は HP に次の会長コメントを掲載した。

「11月5日の閣議において「海賊対処行動」および「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」の1年間の延長が決定されました。我が国外航海運業界としては、ソマリア沖・アデン湾において、ハイジャックを伴う海賊事案が 2023 年から再び発生し始め、当該海域の脅威は引き続き存在することから、自衛隊および海上保安庁による海賊対処行動は必要不可欠であると考えます。加えて、ホルムズ海峡およびオマーン湾の状況に加え、イエメン周辺海域ではホーシー派による商船への攻撃が頻発している状況において、自衛隊による情報収集活動も我が国商船隊の安全航行に重要であると考えます。今回、これらの活動が継続されることが決定されたことを歓迎するとともに、日本船主協会としても、引き続き、政府と緊密に情報の共有・連携を行い、安全対策を徹底しつつ、我が国に必要な物資を確実に輸送するとの社会的責任を果たすため、あらゆる努力を行っていく所存です。」

なお、期限が延長されたこれらの活動について護衛艦 1 隻、P-3C 哨戒機 1 機体制で実施されている。